



2024年9月30日

### 住宅ローンの不正利用防止に向けた県内3行による 「情報交換に関する協定書」の締結について

千葉銀行（頭取 米本 努）は、2024年9月27日（金）、京葉銀行（頭取 熊谷 俊行）、千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）と、住宅ローンの不正利用を防止し、お客さまの利益を保護するため、県内3行による「情報交換に関する協定書」を締結しましたのでお知らせします。

住宅ローンの不正利用とは、住宅ローンの利用にあたり、お客さまご自身がお住まいになる住宅の購入ではなく、目的を偽り投資用物件を購入することや、物件価格の水増しや収入資料等の改ざんを行うことです。不正利用を促す不動産業者（以下「不正業者」）の主導により、お客さまが意図せずこうしたケースに巻き込まれる場合があります。

本協定の締結により、主な営業エリアを同じくする金融機関がこうした不正業者に関する情報を交換することで、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止します。

当行は今後も「『お客さま本位』の業務運営」を重要な柱と位置付け、その実現を目指してまいります。

